

県教育委員会の障がい者雇用に関する調査結果

1 障がい者雇用率の誤りについて

県教育委員会では、平成 19 年度から毎年 6 月に「障がいのある教職員の状況調査」（以下「状況調査」という。）を実施しています。この状況調査では、教職員が有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の内容に基づき、「年齢、障がいの種別及び程度、級、区分」を「調査用紙」に記入し、所属長に提出することとしています。このように、該当者が手帳の内容に基づき記入することとしていることから、厚生労働省のガイドラインに基づく手帳の確認に相当するものと捉えていました。

その後、全庁的にガイドラインの徹底と確認を行うとの方針が示され、国の全国調査が実施されるということも踏まえ、平成 29 年 6 月 1 日現在及び平成 30 年 6 月 1 日現在で三重労働局に報告した、県教育委員会の障がい者雇用率の対象とした教職員に、あらためて所属長を通じて、本人の同意のもと、対象者に手帳の原本または写しを提示させて、手帳の保有の有無とその内容を確認しました。

その結果、手帳を有していない者を誤って対象者としていたことが判明し、その人数は、平成 29 年 6 月分が 43 人、平成 30 年 6 月分が 34 人でした。

さらに、県教育委員会が状況調査を開始した平成 19 年度から平成 28 年度までに、三重労働局に報告した障がい者雇用率の対象者（既に退職した者を除く）についても手帳の保有状況を確認し、手帳を有していないことが新たに判明した者は、延べ 13 人（実人数 7 人）でした。それ以外の者は、平成 29 年度と平成 30 年度の調査で手帳を有していないことが判明していた者です。

（障がい者雇用率）

年 度	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	
法定雇用率	2.4	2.2					2.0						
県教委 雇用率	当初	2.50	2.41	2.43	2.25	2.28	2.07	1.94	1.74	1.84	1.70	1.57	1.35
	確認後	2.15	1.98	2.07	1.96	1.98	1.80	1.78	1.59	1.66	1.60	1.49	1.32

※平成 28 年度以前の退職者はそのまま計上し、手帳を有していないことが判明した者を除いて算定

2 今後の障がい者の把握方法の見直し

今回の調査で判明した手帳を有していない者を計上していた理由を踏まえ、今後は下記の改善を徹底します。

- ① 調査様式の見直し（手帳を有する者が手帳の内容に基づき記入することを端的に明記）
- ② 所属長が職員から手帳の提示を受け、「手帳の種類、番号、障害等級、障害名」などを調査票に転記する手続きの新設
- ③ 記載事項に不備があった場合などの県教育委員会での確認の徹底
- ④ 当該年度の状況調査で手帳を有していることの報告があった者のみを計上
- ⑤ 過年度の情報利用による誤りを防ぐため、障がい者を対象とした採用選考試験における採用時の情報以外は、以前に把握した情報は使わない

別紙

○調査結果

(単位：人)

年度	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
障がい者数(当初) A	208	201	201	187	191	173	154	138	125	124	110	97
退職者数 B			36	46	63	60	60	57	54	57	51	53
調査対象者数 C=A-B			165	141	128	113	94	81	71	67	59	44
うち手帳を有していない者 D ※平成29年度退職者で手帳を有していない ことが判明した者を含む	34	43	36	30	30	27	16	15	10	10	7	3
うち確認できなかった者 E	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○手帳を有していない者を計上した理由と人数

(単位：人)

年度	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
①「級」が未記入なもの等を確認せず計上	31	31	29	24	23	20	10	11	9	7	6	2
②手帳を返納	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
③退職職員を計上		2										
④同一職員の重複計上や調査用紙の記入例 錯誤による計上		2	1							1		
⑤障がい者特別選考の採用時情報を利用し たが既に返納	1	1	1	1	1	1						
⑥所属長や人事担当から得た情報や給与の 情報から計上		5	3	3	4	4	4	3		1		
合計	34	43	36	30	30	27	16	15	10	10	7	3

(報告期限を設定・記入のうえ、教職員に配付してください)

「障がいのある教職員の状況調査」へのご協力をお願いします

- 障害者雇用促進法に基づき、教育委員会には障がいのある職員の雇用義務が課されており、毎年1回厚生労働大臣に報告を行う必要があります。
- ついては、毎年6月1日現在、障がいのある職員の雇用状況についての基礎資料を得るために調査を実施しております。

1 報告の対象となる職員

	常勤職員	非常勤職員
県立学校	全教職員（再任用フルタイム勤務職員を含む）	業務補助職員、宿日直業務嘱託員、寄宿舍舎監業務嘱託員、農場管理嘱託員、非常勤実習助手及び再任用短時間勤務職員
小中学校 義務教育学校	県費負担教職員全員（再任用フルタイム勤務職員を含む）	業務補助職員、再任用短時間勤務職員
教育委員会 事務局	全職員（充指導主事、人権教育専門員、研修員及び再任用フルタイム勤務職員を含む）	業務補助職員、非常勤嘱託員及び再任用短時間勤務職員

○非常勤職員については「1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれる職員」が該当します。

○期限付講師、臨時職員及び非常勤講師などは、この基準に当てはまらないため雇用率計算の対象外として取り扱います。

2 報告方法

- 次の「同意いただきたい事項」に同意いただける方は、「障がいに関する状況調べ（別紙2）」に署名のうえ、必要事項を記載し、任意の封書（親展文書）にて校長あて提出をお願いします。

【同意いただきたい事項】

- 1 校長へ提出する別紙2に記載の情報について、三重県教育委員会が障がい者雇用状況の報告の目的に用いること。
- 2 上記の利用目的のために、三重県教育委員会が次年度以降も情報を利用すること。
- 3 三重県教育委員会が上記の利用目的のために必要な範囲内で、障がい等級の変更（及び精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、手帳の更新の有無等）等、情報の内容に変更がないかどうか確認する場合があること。
- 4 上記の利用目的のために、校長を通じて三重県教育委員会に情報を提供すること。

- 申告していただいた情報は集計・分析して個人を識別できない形態に加工し、次の目的で利用いたします。

- 厚生労働大臣に対する毎年度1回の障がい者雇用状況の報告
- その他、公的機関等による障がい者雇用状況の調査・照会に対する報告・回答

- この調査は申告を強制するものではありませんが、より正確な状況を把握したいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。なお、校長への回答が困難な場合は、直接、県教育委員会事務局教職員課県立学校人事班へご回答いただくことも可能です。
- 申告があったことを理由として、職場において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

3 対象となる障がいの種別・程度（厚生労働省資料を一部抜粋）

名称	概要
身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者（7級に該当する障がい者が2つ以上重複する場合は6級とします。）。 ● 「重度身体障がい者」とは、1級又は2級に該当する者。 <p>※県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障がいを有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいについては、当分の間、指定医によるものに限る。）によるものも認められています。</p> <p>※県知事の定める医師についてご不明な点は、県教育委員会事務局教職員課県立学校人事班（059-224-2956）へご相談ください。</p>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所、三重県障害者相談支援センター（知的障害者更生相談所）、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者（「療育手帳」の交付を受けている者等）。 ● 「重度知的障がい者」とは、知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された者（「療育手帳」の程度が「A」とされている者等）。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

4 報告期限

平成30年6月 日（ ）までに校長へ報告をお願いします。

(教職員から校長へ)

校長 あて

職 名
名 前

障がいに関する状況調べ

問1 1～2のいずれかを○で囲んでください。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 障がいあり (→ 問2へ) |
| (2) 障がいなし (又は回答しない) (→ 終わりです) |

問2 下表の①～⑤に必要事項を記入してください。

年齢 ①	新規 ②	障がいの種別及び程度 ③	級	区分 ④	備考 ⑤
45		聴覚障がい	6級	2-I	

➤ 以上で設問は終わりです。

【問2の記載要領】

- 6月1日現在、「身体障がい者」、「知的障がい者」及び「精神障がい者」である教職員の方で申告に同意いただける方は、記入をお願いします。
- 「年齢①」欄には、本年6月1日現在の満年齢を記入してください。
- 本年6月1日以前1年間に新規に採用された方は、②欄に○印を付けてください。
- 本年6月1日以前1年間に新たに障がいを有することとなった方は、②欄に△印を付けてください。
- 「障がいの種別及び程度③」欄には、身体障害者手帳に記載されている障がいの種類及び障がいの級別、療育手帳に記載されている障がいの程度(判定年月日が直近のもの)、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障がいの等級及び手帳の有効期限を記入してください。(障がいの種類及び障がいの級別が明確でない場合は、障がいの程度を具体的に記入してください。)
- 「区分④」欄には、「障がいの範囲(別紙3)」を記入してください。
(例) 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの⇒「1-ロ」
- 「重度身体障がい者(1級又は2級)」又は「重度知的障がい者(程度「A」)」である方は、「備考⑤」欄に○印を付けてください。
- 再任用職員の方又は非常勤嘱託員の方は、勤務時間数を「備考⑤」欄に記入してください
(例) 2週で38時間45分、月16日・7時間45分/日 等)

障がいの範囲

障害者の雇用の促進等に関する法律 別表

障がいの範囲		区分
一	次に掲げる視覚障害で永続するもの	
イ	両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの	1-イ
ロ	一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの	1-ロ
ハ	両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの	1-ハ
ニ	両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの	1-ニ
二	次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの	
イ	両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの	2-イ
ロ	一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの	2-ロ
ハ	両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの	2-ハ
ニ	平衡機能の著しい障害	2-ニ
三	次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	
イ	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	3-イ
ロ	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの	3-ロ
四	次に掲げる肢体不自由	
イ	一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの	4-イ
ロ	一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの	4-ロ
ハ	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	4-ハ
ニ	一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの	4-ニ
ホ	両下肢のすべての指を欠くもの	4-ホ
ヘ	イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害	4-ヘ
五	心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	5